

令和 7 年 1 月 1 6 日

令和 6 年 度 第 2 回

塩竈市入札監視委員会会議録

塩竈市管財契約課

塩竈市入札監視委員会会議録

令和7年1月16日（木曜日）午後2時00分 開会

出席委員（3名）

赤 石 雅 英 委員長職務代理

品 田 誠 司 委 員

高 野 晃 委 員

欠席委員（1名）

浦 井 義 光 委 員 長

説明のために出席した者

生涯学習課

教育総務課

まちづくり・建築課

保険年金課

下水道課

上水道課

各課（係）長

事務局出席者

総務部管財契約課長

総務部管財契約課契約係長

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 報 告
4. 抽出事案の説明
5. 議題

(1) 抽出事案の審議

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| ①令 6－依・単 塩竈市体育館大規模改修工事（電気設備） | 【生涯学習課】 |
| ②令 5－依・学環・交 第二中学校長寿命化改良工事（Ⅱ期・建築） | 【教育総務課】 |
| ③令和 6 年度 塩竈市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託 | 【保険年金課】 |
| ④令和 7～9 年度 塩竈市下水道施設等維持管理包括的民間委託 | 【下水道課】 |
| ⑤令和 6 年度 漏水調査業務委託その 1 | 【上水道課】 |

これより、塩竈市情報公開条例第10条に規定する情報を取り扱うため、発言委員及び企業名は伏せて公開

○職務代理 本日の流れでございますが、まず初めに、工事請負契約2件を審議後、若干の休憩を挟みまして、引き続き業務委託契約3件の審議を行います。

では、まず初めに、「令6-依・単 塩竈市体育館大規模改修工事（電気設備）」について、担当課及び事務局より説明をお願いいたします。では、説明のほうをお願いいたします。

○まちづくり・建築課 ご説明申し上げます。

私、工事発注担当課のまちづくり推進課長の星と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、初めに、「令6-依・単 塩竈市体育館大規模改修工事（電気設備）」についてご説明申し上げます。

初めに、インデックスで貼られている1のところですが、1ページ目の事業概要説明資料をお開き願います。よろしいですか。

図面は体育館の配置図となっております、上部が南側、下部が北側というような配置となっております、中央にあるホールがございますけれども、これの上部と下部の部分がそれぞれ体育館の入り口となっております。

次に、全体の事業概要でございますが、本体育館は築35年以上経過している塩釜ガス体育館の建築内装、電気・機械設備の改修工事を行うものです。内装・外装を新しくするだけではなく、特に天井や設備機械の耐震性を高め、市民が安全に使用できる環境づくりに努めてまいります。

本契約につきまして、そのうち電気設備の更新等をする内容となっております。具体的には、こちらの資料の2の工事概要にお示ししているとおり、老朽化した各電気配線、受変電設備、自家発電設備、火災報知器設備の各種機器の更新、さらには照明のLED化を行います。また、メインアリーナについては、各種イベントに対応できる音響、また、明るさを調整可能な照明、ホール全体を包み込むようなスピーカーの配置など、各設備の工事を図ってまいります。

工事の進捗でございますが、今年度末には緑の部分のサブアリーナの改修を完了させ、来年度からはこのサブアリーナを使用できる状態にしてメインアリーナの内装の関連工事に着手してまいります。こちらの3工事全体としましては、来年度末の竣工を予定しているところ

でございます。

○事務局 続きまして、契約担当より契約の概要を説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。

まず、資料の上段、発注方法といたしましては、一般競争入札を採用しております。

2の資格要件等ですが、参加資格条件等の概要につきましては、特定企業体または単体企業であること。

特定企業体の代表者・単体企業の資格条件として、営業所等を宮城県内に有していることや経営規模等評価結果通知評定値で電気工事の評価点が650点以上であることなどとし、これらを満たすのが274者。

また、代表者以外の資格条件として、営業所等を塩竈市内に有し、経営規模等評価結果通知評定値で電気工事の評価点があることなどとし、これらを満たすのが21者となり、この要件で一般競争入札を実施いたしました。

4の金額等ですが、落札価格が税抜きで4億9,000万円、落札率が97%。

5の契約の相手方は、E特定建設工事共同企業体となっております。

続きまして、資料4ページをお開き願います。

こちらは本案件の契約台帳となっております。

右側の表をご覧ください。

こちらが入札の経過となっております。

4者が入札に参加し、1回目の入札で1番札、2番札の事業者が最低制限価格である税抜き4億4,789万3,503円を下回ったため失格となり、3番札のE特定建設工事共同企業体が予定価格である税抜き5億140万円以内、かつ、最低制限価格以上となりましたので落札となりました。

なお、最低制限価格につきましては、工事請負契約につきましては積算額130万円以上のものに設定しており、算出方法といたしましては、予定価格算出の基礎となる直接工事費や共通仮設費、現場管理費、一般管理費のそれぞれに定数を乗じた額を合算して算出しております。

今回抽出理由となりました本案件に係るこれまでの入札不調の経緯ですが、恐れ入ります、追加資料、お配りしております追加資料のまず1ページをご覧ください。1ページです。

令和6年4月23日に1回目の入札を行ったところ、1者が参加したものの最低制限価格を

下回り失格となりました。

次に、2ページをご覧ください。2ページです。

令和6年5月27日に再度の入札を行ったところ、1者が参加し、3回目の札入れまで行いましたが不落となっております。

3ページ目が契約に至った契約台帳となっております。

なお、塩竈市体育館大規模改修工事における発注方法につきましては、地元事業者の受注機会を確保するため、建築、電気設備、機械設備と分けて発注しております。

私からは以上となります。

○職務代理 説明ありがとうございました。

それでは、ご質問ある方、挙手をお願いいたします。委員、どうぞ。

○委員 よろしく申し上げます。

2点ありまして、結局このA社さんというのが常に入っているということにはなっていると思うんですが、1回目から3億何がしの金額から2回目、3回目と来て、それなりに金額に随分ばらつきがあるというふうなこともありますし、最初の入札の4者のときに、一番上が7億2,000万、一番下が3億何がしということで、倍以上、4億円以上の差があるというふうなことになっております。こういう状況での仕様の問題なのか、仕様をどう解釈するかということになるかもしれませんが、この差があまりにあり過ぎることについて、もし当局のほうでご見解ありましたらお願いしたいんですけれども。

○まちづくり・建築課 それでは、発注担当のほうからご説明申し上げます。

工事監督員の新山と申します。

6月19日に行われました第3回目の入札ではこの4者参加ありまして、そのうち3億円台が1者、4億円台が2者、7億円台が1者ということになっておりました。入札参加者の内訳書を確認しますと、3億円台、4億円台の積算は発注書の積算に近いものであり、その主な差額の要因は企業努力によるものと考えられます。また、7億円台の入札では、受変電設備と電力貯蔵設備と発電設備の工事で発注書との差額の開きがほかの入札参加者と比較し大きく、取引先等の関係性に相違があるものと推測されるんですけれども、正確なところはこちらではうかがい知れないというようなことで判断しております。

以上でございます。

○職務代理 どうぞ。

○委員 企業努力という中身もよく分からなくもないのですが、さすがにどうなのかなと。1億円というか、25%くらい違うということというのは。これは先ほどの7億の部分のところもそうなのかもしれませんが、仕様書上で例えば何か3番の業者さんが勘違いしていたというか、そういうことでもないわけなんですか。

○まちづくり・建築課 発注というか、公告時点で参考として数量を提示しておりますので、それに関する齟齬というのは多分ないと思いますので、それに対するいわゆる単価の調達だったり、そういう資材の調達に要する単価だったり、そういったものの相違があったんじゃないかなというふうに思慮されます。

○職務代理 私のほうからも今の続きの話で、金額だけでもう有無を言わず失格。失格にするんだっつらば、失格とした合理的な理由。つまり札を入れるだけですよ。それだけで分かんないですよ。そうしたら、ちょっと内訳、数字の上で形式的に失格なんだけれども、もしかしたらこっちの積算の、いわゆる時価ね。つまり現在材料費と労務費と、それから経費、プラス利益しかないんですよ、この価格の構成要素は。どこに原因があってこのような欠陥があったんだというのを調べもせずに、あるいは相手からの意見も聞かずに、金額が最低制限価格を下回ったからもうそれだけで失格ですというのは、何か、先ほどの市長の話でもないですけども、もしかしたら、こちらで預かり知らない市場の動向というんですけども、そういったもので大きく変化している可能性があるとか、何かそういったものも必要なんじゃないかと個人的には思うんですが、いかがでしょうか。

○まちづくり・建築課 まちづくり・建築課で係長をしております阿部と申します。

第3回目の入札では先ほどの説明にあったとおりなんですけれども、第1回目の入札で最低制限価格以下の入札で不調がありました。その際には再考に向けた取組として、内訳を見て実勢単価ということで発注書との差が開きの多いものについては、それは多分実勢なんだろうといったところで修正を行いまして第2回目の入札に臨んだ経緯はございます。

あと第2回目の入札に関しましても、今度はちょっと逆に予定価格を上回る応札でしたので、それで不調となってしまいました。入札参加者の内訳書を確認すると、主に大きく直接工事費が増額となっております、増額になった理由を入札参加者に尋ねますと、確かにA社さん、1回目、2回目、札入れはしていただいておりますが、1回目はA社さんそのものだけの入札でありました。2回目はA社さんプラスB社さんの特定JVということで参加していただいております、それ尋ねますと、主任技術者の、A社さんの主任技術者の確保が困難

なため特定JVを組んで参加させていただきましたと。改めて特定JVとして積算した結果だといったところでちょっと開きが出てしまいまして、それも私どもとしては、JVとしての積算をしたんだという判断をしまして、それがそういったJVの取組での積算だろうといったところで、それを実勢費と判断しまして、さらに単価調整をさせていただきまして第3回目の入札に臨んだ経緯はございます。

以上です。

○職務代理 あくまでも一般論でしか私言えないんですけれども、1回目から、4月23日ですかね、入札ね。それから2回目が5月27日と1か月たっているんで、恐らくA社さんとしてはマンパワーが限られていますから、こっち取れなかったんだから、別の現場に技術者、管理者を配置したので、ああ、もううちは落札できない可能性が高いんじゃないかなという、なったような気がします。今非常に人のマンパワーが足りない、特に管理者が足りないという、それで流れているという事例が多いです。だから、なおさら何か惜しいことしたなというふうになるんだね。実際に最初、第1回目がちょっと高過ぎて、税抜き4億7,900万、2回目が4億2,500万という、5,000万ぐらい下げているんで、それを考えると、うーんという気がしますね。だから、どうしてもこういうことが起きるのはしょうがないと思うんですけれども、二度と同じことが起きないようにするためにはどうしたらいいんだというのをやはり考えていただいたほうがよろしいのかなというふうには個人的には思います。

あと何かこの案件についてご質疑。委員、どうぞ。

○委員 私もこれ見させていただいて、応札者の札入れのこの金額にあまりにもちょっとばらつきがあるのがすごく目立つんですけれども、先ほどのご説明の中で、直工の部分で差がついているというのもあるということでしたけれども、直工の何か材料単価で何か大きくこちら側というか、発注者側の積算しているものとの違いが大きいとか、材料費とか、経費もある。まあ、経費の部分の一般経費は企業努力の部分なんで、そこはまあ業者さんによってはいろいろ削ってきたりというのは当たり前にあると思うんですけれども、直工は基本的にはあまり変わらないはずなので、直工で大きな差がついたとおっしゃっていたのは、何か特定のその材料部分の金額が官側のその積算金額と大きく乖離している、そういう材料があったということなのかをまずちょっと確認させていただきたいんですが。

○まちづくり・建築課 それでは、2回目の5月27日の入札での直工の乖離が大きいというこ

とで確認していたところなんですけれども、数量は先ほどのとおり公開していますので、これに合わせたものだというふうに考えておりますけれども、その中で比較したときに開きが大きいというのは……。

○委員 ごめんなさい、私、尋ねたかったのが3回目の入札で……。

○まちづくり・建築課 3回目、申し訳ございません。

○委員 3回目の入札で4者これ応札されていて、最低がC社さんの3億2,700万で最大だとD社さんの7億2,200万、冒頭、委員がご質問されたとおり、倍以上も開いているので、内訳書を確認されているかと思うんですが、このD社さんは官側のその積算と比較したときに何がこんなに大きく積算が官側と違うのかを教えていただきたい。

○まちづくり・建築課 繰り返しになりますけれども、3回目の入札では7億円台の入札というか、札入れをされた業者については、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、こういったものがこちら側の積算と大きく異なっていたというようなことになります。

○委員 この部分の官側との価格の差が大きいということで。分かりました。

設備関係は県の入札でも不調が非常に多くて、やっぱり材料価格、材料単価が、ウクライナ侵攻以降いろいろ価格高騰していますけれども、特に電気、機械、設備関係の材料については変動が激しいようです。それもあって、官側の積算で設定している材料単価とかというのが、いわゆる適正なのかというのが一番心配になってくる部分であるんですが、塩竈市さんのこういう積算するときの単価というのは、最新単価使われているという理解でよろしいんですか。

○まちづくり・建築課 こちら単価については公共単価と言われる、いわゆる公開という、宮城県さんでつくられているのを提供していただいて、それを使っているというのが、もともとシステムにもそういうふうに組み込んでやっておりまして、そこにはない単価については見積りとか、そういった比較でもって定めているというようなことでやっておりますので、あまり変動というか、要素というのはそれほどはないと考えております。最新単価にその都度入れ替えて設定しております。

○委員 県の単価、使えるものは使っているということで、刊行物・調査の単価ということで、毎月調査なので、毎月の最新単価だとは思いますが、どうしても全部が全部刊行物に載っているわけではないので、そういったものは見積りを取るのかと思います。その実勢価格。刊行物、少し時差が結局生じているので、何か月か前に調査したものでそ

の月の単価だというふうになるので、二、三か月は当然ずれているはずなので。刊行物にならないものは見積りを取りますよというふうな、そこは県もやり方是一緒なんです、1回目の入札から2回目の入札のときに、1回目が最低制限価格を潜っちゃったんでしょうね。2回目はだから予定価格を下げられているんですけども、それが実勢価格、説明の中で実勢価格を反映して予定価格を下げたやに何か聞こえたんですけども、それは、2回目のこの予定価格4億6,750万というのは、やはりそういう刊行物の単価じゃなくて、1回目に応札して下さった会社さんとヒアリングして、実勢価格が、いや、もっと安いよみたいな話があって実勢価格、要は、見積りを取ったのかあれですけども、実勢価格に置き換えて2回目の予定価を出したということなんですかね。

○まちづくり・建築課 お答えします。

県の単価は採用させていただきまして、これは変更ございません。

私どものほうで実勢価格と申しているのは見積りのことでございます。見積りはやっぱり取引相手方によって値引きがございますので、それによってちょっと実勢が決まってしまうので、その都度査定させていただいておりますが、実際のところ、やっぱりこういった入札がないと実勢価格を把握し切れるものではございません。なので、今回開きの大きかったというのは、見積りのところだけをちょっと調整させていただいております。

○委員 はい、分かりました。

あと最後になります。3回目の入札のときにこの価格差がすごく開いているんですが、塩竈市さんの入札においては、現場説明とかというのはやってはいないのかと思うんですが、質問書の受付とかというのはやっているのかと思うんですけども、その質問書とかというのは出ては来ていたんですかね。仕様の確認についての質問みたいなものは来ていたんでしょうか。

○まちづくり・建築課 大変申し訳ございません。手元に資料がちょっとないんですけども、通常ですと質問期間というのがございまして、それに対して質問あれば真摯に答えていくといったことでございます。今回ちょっとどういった経緯なのかがこの場ではちょっと確認しておらないので、申し訳ございません。

○委員 質問が出ていたかどうかというのは分からないんですかね。これだけ大きい工事だとすれば、質問書がないということはなく、多分質問が来ていたと思うんですが。

○まちづくり・建築課 そうですね。確認はあれなんですけれども、来ていたと思います。これ

だけの工事ですので。

○委員　そういうその質問の中に、先ほど受変電設備とか、発電設備とかの価格差が大きかったというのがありましたけれども、このD社さんですか。まあ、D社さんじゃなくてもいいんですけれども、受変電設備とか、電力発電とかの設備に関して、この仕様がこういうことですかみたいな、そういう質問というのがあったんですかね。

○まちづくり・建築課　その中身は確認させていただきたいのですが、今この場では、申し訳ございません。

○委員　どうしてもこれだけ価格差があると、ちょっと疑われるのがその仕様違いってやっぱり疑われて、官側のその積算が間違っているわけではないと思いますけれども、業者さんが勘違いしている。仕様書に書かれている条件とかを取り違えているとか、あるいは仕様書にもうちょっとここまで細かく書いてあればみたいな、そういうもので、その業者さんが仕様を勘違いして高い、本当はこのレベルでいいものなのにやたら高いもので見積もってしまったとか、そんなことが何かちょっと疑われるのかなというふうに思いますので、何かその辺、質問とかが来た場合には丁寧にお答えするようにしていただきたいですし、そもそも発注する際の、特にこういう建築、電気設備系のものは仕様がたくさん多分あるかと思うので、かなり細かく仕様を明示してあげないとこういうばらつきが起きて、いざ請け負った後に仕様違いがあると、えっ、そういう仕様だったんですか、我が社はちょっと違う仕様でやっていたので、いや、実はこのお金では請け負えないから変更してくださいとか、そういう不幸な状況に陥ってしまうので。ちなみに、この今請け負っているE特定建設工事共同企業体さんは、その仕様に関して、請け負った後ですね、仕様について、いや、認識が違ったみたいな、そういうトラブルは起きていないということによろしいですか。

○まちづくり・建築課　はい。今のところ工事管理上はそういったご質問はいただいておりません。順調に行っております。

○委員　分かりました。ありがとうございました。

○職務代理　私も今この価格差といいますか、それで受変電設備や様々設備、その辺の工事の設計単価は直近のものを使っている。ところが、私、もし入札の業者だったとすれば、自分で在庫を抱えている、あるいは、いつもそこから買っている設備屋さんに問合せして、こういうのあるんだけど、おたくのところ在庫ない。今このぐらい、例えば2億なんだけど、おたくのところ、ああ、うち、前に、1億のときに仕入れたのあってさ、1億5,0

00万だったらあんたのところ出せるよとかね、そういうのが商売ですから。だから、むやみやたらと、今直近の価格のみでもって設計し、それで性能が同じなのに様々な企業の、まあ、それを企業努力というのか、何ていうのかな、それは企業努力の一つだろうと思うんですけれどもね。そういう要素があって、安く同じものを、期待できるもの安く仕入れられるところがそれでこれでちゃんと工事やるというんだから、それを断る理由は私は何もないというふうに思うんですよね。だから、そういったところを今後もう少し詰めて、結果的には3か月で3回やって、だから1回目の工事のときにもしばばとやってあれば、もしかしたら一番最初の工事の単価で、そのやつですかね、3億6,200万で、ああ、これだったら内容問題ないよねということで、じゃあお願いしますで決まった可能性もあるんじゃないかなという気がいたします。

あとは。どうぞ、委員。

○委員 その辺もなんですが、予定価格自体はどうしても標準で組まなきゃいけないので予定価格はいいんですけれども、委員がおっしゃるとおり、応札額ってやっぱり業者さんいろんな事情があって、我が社はこういう、先ほど言ったように材料で在庫が別にあるし、あと特殊な機械を持っていてそれで安くやれるしと、いろいろ事情があるので、ある程度やっぱり金額が低いもので応札されてくるというのは、それはあるんだと思うんで、一般競争入札ですけれども、最低制限価格設定しているんで総合評価じゃないということなんですよ。総合評価であれば調査基準価格も設定するんですか。

○事務局 委員ご指摘のとおり、総合評価であれば、調査基準価格を設定します。ただ、こちらにつきましては総合評価ではなく、純粋な一般競争入札を採用しました。

○委員 ああ、そうですよね。なので最低制限価格。

○事務局 そうです。

○委員 県の場合だと今はもうほとんど総合評価になっているので、最低制限価格を設けていないので、一発失格というのはほとんどないんですよ。調査基準価格を潜ったときには、その業者さんの低入札調査というのをやって、材料はこういう在庫を抱えているからそこにお金はかからないんですよとかと、低入である理由がちゃんと説明できれば調査基準価格を下回っていても落札決定させますので、ぜひぜひ塩竈市さんには総合評価をもっともっとやっていただきたいなというお願いでございました。

以上です。

○職務代理 ありがとうございます。

それ以外に何かご質問よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、「令6－依・単 塩竈市体育館大規模改修工事（電気設備）」の質疑をこれで終わります。

それでは、担当課職員の交代をお願いいたします。

では、続いて、「令5－依・学環・交 第二中学校長寿命化改良工事（Ⅱ期・建築）」につきまして、担当課及び事務局より説明をお願いいたします。

○まちづくり・建築課 こちらの方についてもまちづくり・建築課が工事担当となっていましたので、まちづくり・建築課のほうで概要を説明させていただきます。

初めに、インデックスの2の「令5－依・学環・交 第二中学校長寿命化改良工事（Ⅱ期・建築）」の資料をご用意願います。

1ページおめくりいただきまして、事業概要説明資料で概要を説明させていただきます。

まず初めに、第二中学校の全体の事業でございますが、こちらの中学校、築50年以上経過している校舎を今回改良するものでございます。昨年度は、図面のⅠ期工事ということで緑で着色している南校舎について工事を行い、今年度は、その上の赤で縁取られているⅡ期工事として北校舎及び渡り廊下等について工事を行います。来年度以降については、第Ⅲ期工事として青で示している屋内運動場の改修を予定しているところでございます。

改修対象の校舎は、主に工事内容としましては、内装・外装の改修、電気設備・機械設備の更新でございます。

本契約におきましては、そのうち北校舎、渡り廊下等の建築に関する改修となっており、主に内装・外装のリニューアルで、断熱性の向上を目的とした内壁の吹きつけ工事、また、ペアガラス樹脂サッシへの更新などを行う建具工事などを行っていきます。

竣工日につきましては、令和7年9月30日を予定しておるところでございます。

次に、抽出理由の1の低入札となった要因についてでございます。

こちらについて、6月19日に行われた第3回目の入札で調査基準価格を下回る応札となりましたことから、本市の入札価格調査制度実施要綱に基づきまして調査を実施し、結果的には、契約の内容に適合した履行がされると判断するに至りました。

その調査内容でございますが、発注担当であるまちづくり・建築課と契約担当の管財契約課で行ったものでございます。

調査内容につきましては、こちらの資料の213ページをおめくり願いたいと思います。213ページでございます。よろしいでしょうか。213です。調査報告書というところです。インデックス2の213でございます。

こちらにつきまして、調査報告のとおり、ボックスの箱、下のほうに5番となっていますが、事情聴取ということで、入札日と同日、6月19日に事情聴取を行っているところでございます。

次の214ページ以降に11項目記載しておりまして、そのうち、まちづくり・建築課は10項目、管財契約については1項目について審査を行っているところでございます。

主な審査内容としましては、低入に至った理由及び品質確保でございますが、発注者は、昨年度、1工区、1期工事について受注した経験もございまして、現場状況を熟知しており、効率的な現場管理が可能であるため経費の圧縮が図れることでした。また、品質については、同様に、1期工事と同じ協力業者と契約することが可能なことで効率的に資材調達、業務の確保が図れ、1期工事と同等の品質が確保できるという内容と判断しているところです。

現在は、適切な工事管理の下、品質管理を行っているところであり、今後も同様に各建築資材及び施工の品質が保てるよう施工管理をしておるところでございます。

以上でございます。

○事務局 続きまして、契約担当より契約の概要をご説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。2ページです。

発注方法は一般競争入札、こちらは総合評価落札方式を採用しております。

2の資格要件等ですが、参加資格条件等の概要につきましては、特定企業体または単体企業であること。

特定企業体の代表者・単体企業の資格条件として、営業所等を宮城県内に有していることや経営規模等評価結果通知評定値で建築一式工事の評価点が650点以上、かつ、1級技術者が1名以上であることなどとし、これらを満たすのが279者。

また、代表者以外の資格条件として、営業所等を塩竈市内に有し、経営規模等評価結果通知評定値で建築一式工事の評価点があることなどとし、これらを満たすのが16者となり、この要件で一般競争入札を実施いたしました。

4の金額等ですが、落札価格が税抜きで4億3,600万円、落札率が90%。

5の契約の相手方は、F社となっております。

続きまして、資料4ページの契約台帳をお開き願います。4ページです。

右側の表をご覧ください。

1者が入札参加し、1回目の入札で予定価格以内、かつ、失格基準価格以上となったものの調査基準価格を下回ったため、低入札調査を行った結果、履行能力に問題なしとして落札になりました。

今回抽出理由となりました本市の総合評価落札方式の基準でございますが、本市の発注基準といたしまして、建設工事の設計金額が3,000万円以上、かつ、工種が土木一式工事、建築一式工事、管工事、舗装工事、水道施設工事の5工種におきまして一般競争の総合評価落札方式を現在採用しております。総合評価落札方式の種類といたしましては特別簡易型を採用しており、評価項目のうち地域貢献の割合が高いのが特徴です。

1者応札となった要因でございますが、その時点での事業者の状況などから応札者が1者となったものと考えております。

なお、指名競争入札では、辞退届を提出いただく際に回答フォームでの受付も行っており、その際に伺っている辞退理由では、作業員の確保が困難なためや手持ちの工事（業務）が多く、本案件の施工体制が整わないためと回答される方が多くいらっしゃいました。

本案件に係るこれまでの入札の状況ですが、すみません、またお配りした追加資料の1ページをご覧ください。二中の工事の追加資料です。

令和6年4月23日に1回目の入札を予定しておりましたが、応札者はおりませんでした。

次に、2ページをご覧ください。

令和6年5月27日に再度の入札を行ったところ、1者が参加したものの失格基準価格を下回り、失格となっております。

なお、3ページ目が契約に至った契約台帳となっております。

第二中学校長寿命化改良工事Ⅱ期における発注方法につきましては、体育館同様、地元事業者の受注機会を確保するため、建築、電気設備、機械設備に分けて発注しております。

私からは以上となります。

○職務代理 ありがとうございます。

それでは、ご質問のある方、挙手お願いいたします。委員。

○委員 今の説明の中でも、結局その1者になったのは、なかなか人手が確保できないというようなお話もあったやにも聞いていますが、説明の中で、結局応札した業者さんは前の工事も

しているということで、結局そうすると前のほうもやっているから周りはいんまり、ぶっちゃけた話を言えば、手出さないというような形になっちゃっているようにも思えるのですが、そのところ、まあ、これを当局に聞いてどうかとも思うんですが、見解としていかがなものでございますか。

○まちづくり・建築課 お答えします。

傾向としてとしかちょっと言いようないのですが、今までの状況を踏まえたと、委員おっしゃるとおり、何期工事といったところでは、やはり前回といったところが多かったように思われます。

○職務代理 ちなみに第Ⅰ期工事は何者が応札されたんですかね。

○事務局 たしか第Ⅰ期工事は2者の応募あったんですけども、ただ、1者が札入れしないで辞退し、結果、F社さん1者の応札だったと記憶しております。

以上です。

○委員 これ、ちなみにⅢ期工事というのはなくて、Ⅱ期工事で終わりというイメージでよろしいんでしょうか。

○まちづくり・建築課 発注と監督のほうを担当しているまちづくり・建築課の稲木と申します。よろしくをお願いします。

先ほどもちょっと説明をさせていただいたとおり、今年度Ⅱ期工事です。Ⅲ期工事を予定してまして、一応来年度Ⅲ期工事を予定しておりまして、屋内運動場の改修の予定が入っております。

○委員 そうすると、何ていうのかな、そのところは、何ていうのかな、今、今回のところ、運動場の改修ということであれば今回のところとはある意味関係のないということになりますか。事業者の、何ていうんですか、カテゴリーとしては。

○まちづくり・建築課 そうですね、Ⅰ期工事も校舎、Ⅱ期工事も校舎でございます。Ⅲ期工事は体育館。

○委員 体育館。

○まちづくり・建築課 はい。

○委員 分かりました。

○職務代理 どうぞ、委員。

○委員 初歩的なことを聞きますが、塩竈さんは発注見通して出されているんですか。

○事務局 はい。発注見通しにつきましては年2回、3月と10月に2回出しております。

○委員 その発注見通しには、この案件は載せていたので、その載せたとおりの大体発注スケジュールだったという理解でよろしいですか。

○事務局 基本的には、早い時期の発注でしたので、そのとおりの発注だったと思います。

○委員 県でもやっぱり、先ほどの案件でも言いましたけれども、建築、電気、機械設備の工事は不調が非常に多くなっています。令和5年度ですと、建築で18%、一番ひどいのは機械・器具が37%ぐらい入札不調発生していますし、今年度も、建築で11%とか、機械・器具が依然として25%ということで、落札不調、入札不調になるのが非常に多くて、やはりお話を聞くと、技術者の配置がなかなか、その時期によって技術者の配置が難しいであるとか、あとは特定の資機材を持ってくる時期というのが、どうしてもこの設定されている工期の中で持ってくるのが難しいとか、そういったいろいろな事情をお聞きしています。なので、建築、電気設備、機械、こういったものの工事を発注する際には、まず発注見通しで、まずこういう案件がいつ頃出ますよというものを事前にやはり市場のほうにお知らせしていくということと、あとは、その時期で業者さんが応札してもらえるかどうかというのを、あまり大きくはやれないんですけども、少しその市場の動向なんかも伺いながら発注時期とかというのはちょっと考えていったほうが、まあ、県も実はそういうことやっているんですけども、そういったものをちょっと考えて対応していくというのが必要なのかなというふうに考えていますので、参考にしていただければと思います。

○職務代理 あと何かご質問ございますか。

まあ、ちょっと、じゃあ私から。

1者入札というのは、これはもうね、形の上で一般競争と言っているんだけど、I期工事との絡みもあるし、もう、だったら随意契約でやったらいいんでないのという。価格も交渉して、市のほうが随意契約で、ここ何でこんな高いの、もっと安くしてくれたらいいさとかね。そうだったらまだいいんだけど、いいというか、それも難しいかと思う面はあるんですけども、あるいは、先ほど委員から、もう年間これぐらいやるよという、しかも工期が1年と3か月もあるんだから、でしょう、これ。ですよね、事業期間がね。こんな、今、管理者がいねえからどうのこうのなんて言って、地域の業者の保護とおっしゃっているんだけど、これは、これだけの工期があるにもかかわらず札を入れないということは、もう、その方が潤っているから、別に塩竈市からの発注なんかいらねえよと言っているのと一緒に

すよ、私の見方からすればですね。だったら、別にこういった工事、もっと小規模の工事について、二、三千万とか、そういったものについては、地元の土木建築業者の保護という観点が非常に、ある一定の数をそろえとかなきゃいけないというのがあると思うんだけど、このレベルの金額になってくると、当然働いている方も塩竈市の方だけじゃないんじゃないかという気がしますね。なので、その地元業者の保護云々というのとは何かちょっとリンクしない感じがいたしますね。だから、もっとハードルを下げるだとか、とにかく入札参加者を増やす努力、そこを今後もう少しやり方を、どうやったら増やせるかというのを考えていただければなというふうに感じました。

私からは以上ですが、あと何かございますか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、「令5-依・学環・交 第二中学校長寿命化改良工事（Ⅱ期・建築）」の質疑を終わります。

それでは、ここで約10分間ぐらいの休憩入りますので、3時12分から再開というふうにしたいと思います。

午後3時2分 休憩

午後3時12分 再開

○職務代理 では、そろそろ時間になりましたので、審議を再開したいと思います。

後半は業務委託で、まずは、「令和6年度 塩竈市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託」について、では、担当課及び事務局より説明をお願いいたします。

○保険年金課 保険年金課、石村からご説明します。

インデックス3の1ページご覧ください。1ページでございます。

糖尿病性腎症重症化予防事業でございます。

1の事業概要でございますが、国民健康保険の加入者の方のうち、糖尿病重症化するリスクの高い方を、この方々に対する保健指導になります。といいますのは、糖尿病性腎症、一口に言うと合併症ですとか、人工透析に移行してしまうリスクが高い方々でございます。そういった方々をその前に、未然に保健指導につなげることによって健康寿命を延ばしましょう。そして、結果的に医療費にも適正化が図られるというところで、厚生労働省から保険者として勧めなさいと、ぜひ推進しなさいというところで各市町村で行っているものでございます。

2段落目、健康診査、特定健診ですとか、また、病院のレセプト、病院からの請求書のこと

です。そういったレセプトで抽出したハイリスク者、糖尿病が疑われる方、また、実際糖尿病にもうかかっている方、そういった方々に受診勧奨や保健指導を実施するものでございます。

イメージが下のイラストのほう、カラーの部分をご覧ください。

これが事業のイメージでございます。厚労省の資料から抜粋をいたしました。

我々は、上のほうにある市町村等とあるところが、今、国民健康保険の保険者になります。真ん中に糖尿病性腎症対象者とピンクの丸がございます。その糖尿病が疑われる方々に対してアプローチ、保健指導をさせていただく事業となります。赤の点線で書かれてある部分を委託するものでございます。当然、地域のかかりつけ医の方とも連携していただくものです。

先ほどリスクの高い方と私申し上げました。レセプト、病院の請求書の中で既に糖尿病であるというのが分かる方もいらっしゃる、糖尿病の治療を中断した方、これもいらっしゃいます。また、病院にかかっていないまでも特定健診、健康診断とかで数値が出たと。病院にかかったほうがいい、そういった方々もいらっしゃいます。そういった方々の対象者を我々市が、保険者が抽出をしてその方々に対してアプローチをする業務を事業者の方に請け負っていただくというものになります。

ページをめくっていただきまして、2ページをご覧ください。

今回、落札率が低うございましたいきさつでございます。

実は昨年度まで、令和5年度まで、この糖尿病性腎症の保健指導とレセプトからの医療費分析の業務、これを2つセットにして委託をしておりました。しかしながら、その医療費分析のほうが我々独自でできる体制ができた。国保連という団体のほうで開発したシステムを使って保険者でもできるようになった。そういったところで、医療費分析の業務を除いて糖尿病性腎症の業務だけ委託しようというところに整理をいたしました。

積算におきましては、4事業者から参考見積りを頂戴いたしまして、その4事業者さんの項目の平均額を採用して積算をしております。

2の要因といいますか、今回落札された事業者様からは、実は参考見積りを取得はしておりませんでした。そういったところも落札率が低かった要因になろうかと考えております。

なお、先ほど私、医療費分析と昨年度は一緒にして、セットにして委託していたと申し上げました。その内容は、4の令和5年度の契約内容に記載してある部分でございます。

事業の概要については以上でございます。

○事務局　続きまして、契約担当より契約の概要をご説明いたします。

資料の3ページをお開き願います。

発注方法は、指名競争入札を採用しております。

2の資格要件等ですが、指名の理由といたしまして、その他役務で登録がある466者のうち、保健事業支援または保健指導で登録がある10者を指名しております。

4の金額等ですが、落札価格が税抜きで89万8,000円、落札率が20%。

5の契約の相手方は、G社となっております。

続きまして、資料の5ページの契約台帳をお開き願います。5ページです。

右側の表をご覧ください。

指名した10者のうち、8者が辞退や棄権となり、2者が入札参加し、1回目の入札で1番札のG社が予定価格以内となり、落札となりました。

説明は以上となります。

○職務代理　ありがとうございます。

それでは、ご質問のある方、挙手お願いいたします。委員、どうぞ。

○委員　これは、やはりこのくらいまでなぜこうなってしまったのかということもあると思う。

今のご説明であれば、何ていうのかな、見積りを取ってそのアベレージを取ったらこの金額だったということなんですけれども、多分、辞退された方、辞退された事業者さんにも見積り取ったという理解でよろしいんですよね。大体多分そういった中身にもかかわらず辞退していたのもちょっとあれと思うんですが、この事業って、ちょっとその中身改めて確認させていただきたいんですが、基本的には、勧奨するということでの通知の発送と電話の実施、これ190件で、仕様書を拝見させていただくと、最低でも3回かけるということになるので延べ570回かけたという、まずそこまでの理解でよろしゅうございますか。

○保険年金課　そのとおりでございます。

○委員　保健指導の実施というのも155件の通知の発送をした。さらに、この155件についてもやはり電話で勧奨をして、こちらのほうは期間を空けて指導を行って、追跡調査を行っているというところまでの委託内容という理解でよろしいですか。

○保険年金課　はい。追跡して、あと具体の保健師と面談、相談、そういったものを行うというところ です。

○委員　そうすると、逆にこの100万くらいで、まあ、14件だからと言ってしまえばそれま

でかみかもしれませんが、それなりに指導していくということに関しては、なかなか対応し切れるのかどうかということも踏まえて、先ほどのお話ですと、ここにはいわゆる見積り取らなかったからということなんです、ちょっとこの実際の金額とほかのところが出している金額の差があり過ぎるんですが、言い方変ですけども、ここ大丈夫ですよということに関して、当局どのようにお考えでしょうか。

○保険年金課 結論としては大丈夫です。と申しますのは、まず、このやり方、この業務のやり方は厚労省からガイドラインが出されていることです。このガイドラインを基に、我々もですし、その事業者さんも、それをよりどころとして事業をやっております。当然、事業するときには、スタートのときには打合せもですし、あと定期の報告、そういったところも我々は受けておりますが、そういった中では理解されているなというところが1点。

あと2点目は、ちょっと理由としては薄いんですが、実はこのG社さん、ほかの市町村でも請負実績がございます。同様の請負実績がございまして、近隣ですと仙台市さん、多賀城市さんも請負実績がある。そういったところで、我々との打合せもスムーズにされていらっしゃるのかなとは思いましたが、まずその2点が理由として、理由といいますか、履行が可能といいますか、理解はされているなというふうに私たちは考えております。

○委員 だとすると、何か逆に今度、いや、今のその業務内容を確認させていただくと、トータルで約350件の発送業務を行うということと、190掛ける3、155掛ける3だから、ざっと1,000件の電話対応をするということだから、逆にこの最初の積算単価が高過ぎたようにも思うんですよ。多分に350件ぐらいの発送と1,000件の電話というんだったら、それに追跡を入れても四百何十万というのはちょっと高いのではないかなと直感的に思うんですが、そのところは、まあ、向こうのほうから出してきた金額だということなのかもしれませんが、いかがですか。

○保険年金課 この資料でいうと16ページにその平均を求めたときの資料がございます。16ページなんでございますが、参考見積書の記載とは少しは違う、少しといいますか、完全に一致はしないんですが、項目ごとに分けたもの、我々のほうで整理したもの、この表でございます。正直、この委託業務さん、流れといいますか、そういった基準額というものが、決して国とか、そういった宮城県で、県から示されているものではないので、参考見積りから選ばざるを得ないという流れがありますが、結果としてこの平均価格を採用させていただいたというところでございます。

○委員 ごめんなさい、最後に、そうすると、この16ページのを拝見させていただくと、電話受信管理は180件というふうなことになるんですけども、これって延べ回数だったら540回やっていなきゃならないということではないんですか。180件というのはそのままの数字として読んでよろしいんですか。ここでの積算だとすると、単価が2,200円から4,000円の間で数量180というのは、180件だとすると1回かけているということになりますか。180人に対してということですか。これ180回ですか。回だとすると、これ3倍しなきゃならないんじゃないかと思うんですけども、最低3回かけるとなると。（「人ですね」の声あり）人ですか。

○保険年金課 失礼いたしました。この参考見積り上、180人です。

○委員 人ということで、回数はそのうちさらに3回かけるということで読めばいいわけで。

○保険年金課 はい。ただ、ごめんなさい、私の説明があれで。3回といいますのは、一度かけて……。

○委員 つながればそれで終わりですね。

○保険年金課 つながれば、応じていただければそれでオーケーといえますか。ただ、それをマックス3回までチャレンジしてくださいねという。

○委員 そうですね。だから、上限が五百数十回ということですね。

○保険年金課 でございます。

○委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○職務代理 あと。委員、どうぞ。

○委員 見積りを、その参考見積りということで4者さん、H社さん、I社さん、J社さん、K社さんということですね。4者から参考見積りを取り、指名でもこの4者さん、指名ではK社さんというんですかね、これは指名されていない。

○保険年金課 指名がございます。

○委員 ああ、ありますね。この見積り取った4者さんはすべからく指名には入っていて、入れたけれども、入札書を出したのはJ社さんだけということですかね。

○保険年金課 J社さんと実際に請け負ったG社とです。

○委員 G社さんは見積りもらっていないんですね。見積りを取った4者の中で入札書をちゃんと出してくれたのはJ社さんだけなんですということ。

○保険年金課 そのとおりでございます。

○委員 よろしいんですね。

○保険年金課 はい。

○委員 この見積りを取った4者ってどうやって選んだんですか。

○保険年金課 この保健指導に受注実績がある事業者さん、あとほかの市町村にも取材をして、この4つを選ばせていただいたといいますか、実績のあるところに参考見積りの相談をさせていただいたということです。

○委員 これは塩竈市さんのだけじゃなくて、他の市町村の受注実績でもいいから、そういう保健指導とかの案内の実績を持っている会社さんというのは4者なんですか。

○保険年金課 いや。

○委員 もっといるんですか。

○保険年金課 ほかにもいらっしゃいます。

○委員 なにゆえ4者にしたのか、理由あるんですか。

○事務局 契約の大友と申します。

一応、本市のほうでは、令和5年5月に塩竈市見積徴収要綱と見積徴収取扱事務要領を作成しております。その規定には、参考見積りは原則としては一応5者以上から、原則ですけれども、取ることとしておりますので、それに倣ってこの保険年金さんでも取られたのかなと思います。

以上です。

○委員 見積徴収基準は県でも持っていて、同じように5者以上となっているんですが、今回4者しかから取っていないので、なにゆえ5者以上、その会社はたくさんあると先ほどお話だったんですけれども、なにゆえ4者だったのか。何か理由あるんですか。

○保険年金課 理由はございません。担当に聞きますと、ほかにもお声がけをさせていただけれども、参考見積りに応じていただいた事業者さんはこの4名様だったというのをお聞きしております。

○委員 事前に照会して、見積り出せますよという会社さんが4者さんしかいなかったからということですかね。

○保険年金課 はい。

○委員 まあ、形の上でもたくさんほかにも業者さんがいらっしゃるというのであれば、やっぱり5者それぞれ見積り依頼をかけて、辞退なら辞退で別に辞退で受け取って5者見積り徴収

して、4者から返ってきて1者は辞退した。なので、出てきた業者で平均取りましたというふうな形にしたほうがそこはよろしいのかと思います。

その請け負った会社さんですが、ここは、そもそも、何でしょう、その見積りを、最初に参考見積りを取ろうとしたときにターゲットには入っていなかったんですか。何者もいらっしやったというお話でしたけれども。

○保険年金課 申し訳ございません。その参考見積りをもらうターゲットにしていたかどうか、今ちょっと持っておりませんです。すみませんです。

○委員 やっぱり価格差がこれだけ大きく出るので、見積りは5者以上というルールがあるので、最低5者なので、最低5者は取ってほしいのと、なるべくならその5者以上だから5者ということではなくて、例えば、十何者いるんだといういうんだったら、もう十何者全部に見積り依頼かけても当然あっていいのかと思うんで、幅広に、予定価格を決める大事な見積りになってくるので、幅広にデータは集めたほうがよろしいのかなというふうには思います。以上です。

○職務代理 あと、私のほうから1つ。

見積り出してくれた中で実際に札入れたJ社さん、見積りが352万なのに実際の入札額が190万というのは一体。じゃあ、その参考見積りというのは一体何なのかというふうに思うんですが、それについて、なぜこんな金額なのかというのを調査なりヒアリングはされましたでしょうか。

○保険年金課 ヒアリングはしておりませんです。

○職務代理 あと、これ電話ですかね、多分対象者、高齢者が多いのかなとは思うんで大変かと思うんだけど、もう最近AIがすごいですから、多分このぐらいの業務だと、ちょっとAIにやらせれば、人の手を介在しないで全部AIでやれちゃうんじゃないかという。今年はまだできないかもしれないけれども、来年あたりはそういうのにチャレンジしてくる業者さんがいっぱい出てくるかなという気が私個人的にはするんですけれどもね。本当ここ数年のAIの技術の進歩、最初はチャットGPTぐらいだったんだけど、今もうありとあらゆるところに来ていますから、そういったところも踏まえてですかね、本当、人件費のかからないようなやり方というのも出てくると思うので、そういったことも少し考えながら今後対応を考えていただければなというふうに思いました。

あと、委員の皆さんから何かございますか。よろしいですか。

では、こちらの、ありがとうございました。これで令和6年度国民健康保険の糖尿病関連の業務委託の質疑を終わります。

それでは、続いて、次の4番目、「令和7～9年度 塩竈市下水道施設等維持管理包括的民間委託」、こちらについて、担当課及び事務局より説明をお願いいたします。

○下水道課 下水道課の佐藤と申します。

それでは、インデックス4番の1ページのほうをお開き願います。

こちらのほうは下水道施設の包括的民間委託の業務ということでございます。

こちらにつきましては、業務目的のほうに記載をしていますけれども、下水道の施設を包括的に民間委託しますよということでございます。これまでほぼ個別に委託していた下水道の業務を、大体10ぐらいの業務があるんですけれども、そちらを全部取りまとめた業務という形。あわせまして、直営でやっていた部分があるんですけれども、直営の部分を併せまして包括的民間委託というのをするものでございます。

その対象施設のほうは、(4)に汚水の部分、本土部分と、あと浦戸のほうの2地区、2つの島ですね、2つの島で漁業集落排水事業という汚水の事業をやっておりましてそちらの部分。あとは雨水の管渠、並びにポンプ場という形になります。

その業務の内容でございますけれども、右側のほうの表をご覧ください。

项目的に、1の総括管理業務から8の、一番下の緊急時の対応業務という形で、数多くの業務を包括的に委託をするという業務でございます。こちらのほうは、さらに大きくなりますと宮城県でやっておりますみやぎ型、上水道、下水道、工業用水、あちらのほうで実施しているちょっと小さいバージョンという形になります。

説明のほうは以上でございます。

○事務局 続きまして、契約担当より契約の概要をご説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。

発注方法は一般競争入札、総合評価落札方式を採用しております。

2の資格要件等ですが、参加資格条件等の概要につきましては、特定企業体または単体企業であること。

下水道処理施設維持管理業者登録規定に基づく下水道処理施設維持管理事業者の登録があるもの。

特定企業体の代表者・単体企業の資格条件として、営業所等を宮城県内に有していること、

役務部門の設備等保守管理の登録があるものとし、これらを満たすのが362者。

また、代表者以外の資格条件として、営業所等を宮城県内に有し、役務部門の設備等保守管理、廃棄物、清掃のうち1以上登録があることとし、これらを満たすのが514者となり、この要件で一般競争入札を実施いたしました。

4の金額等でございますが、落札価格が税抜きで2億8,470万円、落札率が95%。

5の契約の相手方は、L社となっております。

続きまして、資料の4ページの契約台帳をお開きください。

2者が入札に参加し、1回目の入札で1者が予定価格以内となり落札となりました。

今回抽出理由となりました本市の委託業務等における総合評価落札方式の基準でございますが、当該業務の所管課において、入札者の履行能力等と入札価格を総合的に評価することが適当であると認める場合に行うものとなっております。

説明は以上となります。

○職務代理 ありがとうございます。

それでは、ご質問のある方、挙手お願いいたします。委員。

○委員 すみません、多分これ全国的にも維持管理業務の委託というのは進んでいるんだろうと思うんですが、なぜに2者しか来なかったのかなというのがまず1つあるのと、すみません、もう一つ、この無効ということというのはどういう中身になったのかなというのが2点目で、もう一つ、今の話でいうと総合評価方式ということなんですけれども、これって、すみません、資料上にどこかに、ごめんなさい、私の見落としかもしれません。何点とかという評価点の部分というのはどちらにあるのでしょうかということです。

○下水道課 まず、下水道課のほうからご回答いたします。

こちらの業務なんですけれども、6年度に今回機構発注していますけれども、前年度に施設見学会という形で現場の見学会と説明会をやっております。そのときは7者参加しております。さらにその後、サウンディング調査という形で9月、10月にやっておりまして8者参加しております。そのときは、大きな会社名でいいますと、M社であるとか、N社さんであるとか、あとO社さんですね、あとP社さんとかという会社さんが参加をいただいたという形でございました。

その後、いただいたご意見を参考にしながら仕様書等をまとめまして、6年度になりましてから機構発注したという状況になりますので、前年度にそういったことをやって今回入札を

したら応札が2者ということでございました。

以上でございます。

○委員 この無効ってどういうことなんですか。

○事務局 それでは、無効になった理由をご説明いたします。

我々のほうで業者さんに入札書というのをを出していただくんですが、その中に金額とか、入札金額とか、件名だったり、委託場所というのを記載していただくところになっております。その中で、今回の委託場所のほうで、正式には塩竈市内一円外地内ということで、塩竈市内と多賀城市も入っている場所だったんですけれども、実際その業者さんが今回の入札書の委託場所に書いてきたのが塩竈市内一円ということで、塩竈市内だけということで書いてきていただきました。今回、まず、それが同じようなニュアンスでしたら失格に至らなかったと思うんですけれども、今回あくまでこの塩竈市内外、多賀城市さんを含むというところのニュアンスと今回業者さん入れてきた塩竈市内というニュアンスが今回明らかに違うものでしたから、今回その委託場所の記載間違いということで失格とさせていただきます。

本市といたしましても、その入札業務というのが公平性だったり、透明性というのは大変大事だと考えておりますので、やっぱり各業者さんに対しましてはそこら辺はきっちり、我々の業者さんに出していく通知書だったり、仕様書のほうにはその場所というのは明確に書いてありますので、そこをちょっと転記ミスしたということは基本的にあってはならないことだと思っていますので、今回その視点から失格とさせていただいていたところ です。

なお、基本的にその業者さんが入れている札につきましても、一度、札入れしてしまうともう書き換えはできないので、改めて我々のほうでもその札入れ前になお、例えば、場所すとか、件名というのは、もう一度、事前に確認した上で札入れしていただくような形で今後は対応してまいりたいと思います。

以上です。

○下水道課 最後のご質問でございますけれども、こちら資料の120ページのほうに記載がございます。。

○委員 失礼しました。

○下水道課 すみません。あと追加資料のほうにも同じように、追加資料の、ちょっとこちらのほうが当初資料になかったものですから、1ページのほうに、追加した1ページですね、こちらのほうに塩竈市委託業務の総合評価落札方式の執行に関する要綱、こちらは要綱となり

ます。そういった要綱を基にしまして、次の３ページのほうに今回業務委託の落札者決定基準というのが３ページから入っております。

○委員 これで実際配点が何点だったかという記録は載っていないという理解でよろしいですか。（「１３２ページです」の声あり）１３２ページですか、失礼しました。ああ、こちらになるんですね。はい、分かりました。ありがとうございます。すみません、失礼しました。

○職務代理 あと何か質問。委員。

○委員 総合評価についてお尋ねいたします。

今回１者入札なので、１者入札というか、２者入札、１者は失格という形になって１者さんなんで、点数の結局競い合いというのも結果的にはなかったんですけども、塩竈市さんの委託業務等総合評価落札方式と言っているのは、今回のこの業務のためにつくったわけではなくて、塩竈市さんが発注する委託業務で総合評価を使う場合はこのルールでやるという、そういう理解でよろしいですか。

○下水道課 追加資料の２ページのほうに、まあ、こちらのほうは３０年５月から施行という形で、これ以前からこういった委託の部分についてはこういった総合評価を使いますよというのがありまして、何件かこういったものを使った業務は既にございます。

今回の業務に当たっては、次の３ページ目からの、今回落札した今回の部分はこちらのほうの中の５ページ目の部分の技術提案という部分、こちらのほうの項目を今回の業務の中に入れているという形になります。

○委員 ありがとうございます。

この資料の４ページ目といったらいいんですかね、ここに、そのウエイトのものが、価格評価点は４０点で価格以外の評価点が６０点、合計多分１００点という、１００点満点で価格点が４０で価格以外のいわゆる技術点と呼ばれるものが６０点というウエイト配分ということだとは思いますが、価格点のほうのウエイトが低いんだというのがちょっと少し意外だったんですが、この辺は、何だろう、この案件に関わることはないんですが、何か、もし何か価格、この業務委託に関しては価格点よりも技術点のほうのウエイト上げているという何か理由みたいなのがもしあれば教えてほしかったんですが。

○下水道課 こちらのほうにつきましては、まずはその前年度、この５年度にサウンディング調査もやったんですが、その前に仕様書というのをまず作っております。この仕様書を作って

おりますので、その中で積算も可能だという部分がありましたので、となれば競争性が働くだろうという部分。要は、サウンディングの調査結果から、やはりなかなか受注者側の企画提案の差異が出にくいという部分がありまして、こちらのほうの価格の分はあまり高くせず、とはいっても、やはり品質低下を招きますので、不適格業者を除くという部分からも技術提案というのを入れまして、そして品質の向上という部分を確保しているという形でございます。

○委員 2 ページ目にその価格評価点の第9条の(2)という形で価格評価点の、これがウェイトを出す計算式というのでよろしいんですかね。案件ごとにウェイトがこれだと変わるんですかね。

○下水道課 こちら第9条の部分は、案件ごとに予定価格でもって変わるという計算式でございます。

○委員 今回のこの3億何がしの包括管理委託の金額でこれ計算させると、価格評価点が40点ぐらいになりますという理解でいいんですか。

○下水道課 そうですね。

○委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○職務代理 やっぱここね、総合評価方式で価格4割程度だと、結局入札価格が高い。過去5年間の実績だとか何とか、何ていうんですかね、要は、大企業有利に、大体そっちのほうに総合評価方式が流れているという事例がどうしても散見されるんですよ。何か私は個人的には、価格6割以上は占めていいんじゃないのと、入札なんですからね。そこで価格で表れないものというのは4割程度で、これもう逆かなという。これはあくまでも個人的な感想ですけれども。ただ、やっぱりこの辺が今のところは様々なところで採用されているように感じております。

あと何かご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

私のほうとしては、これ今までこちら市のほうでやっていたものを外部に委託すると。ということは、今回あれですね、3億幾らでしたっけ。追加で、プラスでかかるんだけれども、当然それをも上回る原価の節減効果というんでしょうか、当然、常勤雇用なり、職員の方が担当していたとか、例えば、外注さんを使っていたということになると、その外注さんは要らなくなるから業務委託料はなくなりますよという。ところが、じゃあ職員の方が当たっていたもの、それを、この業務がなくなったからといって首切るわけにはいかないのです。

よね。そういったところで、この外部委託することで節約というんでしょうか、どのぐらいの原価の節約が果たされたのかというのは何か数字とかで出しておられますでしょうか。

○下水道課 当然ながら外部委託いたしますので、職員が減るという部分がございます。職員は結果的に4名減るという形で、4名の今現在の平均年齢がもう61を超えているというような状況でございますので、下水道としてみればもう待ったなしの状況で、庁内のそういった現業職の平均年齢を見ましても結構高いという部分がございます。そういった現業職は、もうこれからは不採用という形の方針でございますので、そのために業務のほうで持ってきてございます第5次の行政改革、こちらのほうでもアウトソーシングを推進するというのが今回の目的ということになっております。

あとは、その節減効果ですけれども、さらにこれまでそういった複数業務をまとめることによって発注の手間、そういった手間のほうも、下水道課だけではなくて、契約事務であるとか、支払い事務であるとか、そういったものを含めますと相当減るというふうに見込んでおります。

さらには、今回修繕業務というのを付け加えておりますので、こういった小規模修繕を、これまで市が一個一個発注して同じように契約していた部分も今回この中に含めておりますので、そういった事務経費、内部のほうの事務経費も削減できるということで、大体10%から15%程度の削減にもなるんじゃないかというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○職務代理 ありがとうございます。また、取りあえず下水道からということで、上水道までとなるとやはりちょっと、市民の皆さんも本当に外部委託大丈夫かと思われる方がいらっしゃると思うんですけども。まあ、宮城県なんかはそういった外部への委託というのがかなり来ているので、その流れかなと思います。

あと何か、委員の先生方、よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、質疑は以上で終わります。

それでは、担当課職員の交代をお願いいたします。

それでは、最後、「令和6年度 漏水調査業務委託その1」について、担当課及び事務局より説明をお願いいたします。

○上水道課 それでは、最初に、発注担当課のほうからご説明させていただきます。

私、上水道課の熊谷といいます。よろしくお願いいたします。

説明資料でございますが、説明資料の1ページ、事業概要の説明資料のA3判に基づいて事業概要のほう説明させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、最初に、事業の目的になります。

塩竈市の水道におきまして、市内で一番高台にあります梅の宮浄水場というところから市内16水系系統に分かれている給水区域内に配水するために浄水場で監視、品質管理を行っているところでございます。

今回、漏水が疑われます月見ヶ丘直送水系について漏水調査を実施し、修理につなげることで有収率の向上を図るということを目的とさせていただいております。

委託場所につきましては、塩竈市の西部、山手側に位置しておりまして、調査対象としましては、管延長で21.9メートル、給水戸数にして2,700戸となっております。管延長21.9メートルですが、A3資料の右上のほうに地図のほうについておりまして、赤で塗った箇所がその範囲となっております。

業務内容でございます。

業務内容につきましては、弁栓音聴調査、あと戸別、一軒一軒音聴調査を行いまして、漏水のほうを確認します。その後、詳細な調査として位置の確定を行うため、漏水確認調査としてボーリング作業、あと漏水探査機で詳細な調査を行い、漏水箇所の特定を行うものでございます。

契約日につきましては令和6年5月1日で、履行期間は令和6年6月21日までとしております。

契約金額は、税込みで93万5,000円。

受注者につきましては、Q社となります。

それから、本業務における目標と成果についてでございますが、計画では、時間当たり15トンの漏水の発見を目標値として発注をさせていただきました。実績の中では14件の漏水、漏水量にして約20トンの漏水を発見し、履行の確認を行っているところです。

資料の右下のほうに音聴調査の結果として漏水の調査を行っている写真のほうつけさせていただきました。

本業務の概要については以上となります。

○事務局 続きまして、契約担当の業務課管財係より契約の概要を説明させていただきます。

資料の2ページをお開きいただければと思います。

審査事案説明書でございます。

発注方法といたしましては、指名競争入札を採用しております。

2番、資格要件等ですが、資料記載のとおりであり、13者を指名しております。

4、金額等ですが、落札価格が税込みで93万5,000円、落札率が46%です。

5番、契約の相手方、Q社であります。

続きまして、資料の4ページ、契約台帳をお開きいただければと思います。

右側の表をご覧くださいと思います。

こちらが入札の経過でございますが、先ほどご説明したとおり、13者を指名し、13者全てが札入れを行いました。1回目の入札で落札となっております。

続きまして、今回の審議事案抽出理由である低入札となった要因ではありますが、入札の際に業者の担当者に聞き取ったところによれば、実績づくりのために利益度外視で札入れするように会社から指示があったというふうに話しておりました。また、今回改めて上水道課よりヒアリングを行いましたが、やはり実績づくりが一番の理由であったということでもあります。また、本業務に係る経費はほぼ人件費ということになりますので、価格の調整がしやすかったと。また、配置人員の確保がタイミングよく図れたということも理由として挙げられていたようでございます。

以上になります。

○職務代理 ありがとうございます。

それでは、ご質問のある方、挙手お願いいたします。委員。

○委員 今回この1者さんだけがやたら安い金額で、ほぼほぼダンピングに近い実績づくりのためということのようなんですけれども、この金額は、予定価格の少なくとも直接人件費相当分ぐらいにはなっているんですか。

○上水道課 少々お待ちください。

金額につきましては、直接人件費と大体同額ぐらいの、直接作業費が97万円となっておりますので、ほとんど同額の部分になっております。

○委員 人件費を無理に削ったのではなくて、経費計をほぼほぼ実績づくりのために削ったという理解でよろしいですか。

○上水道課 はい。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○職務代理 委員、どうぞ。

○委員 まあ、実績づくりと言われてしまうと、もうなかなか何も言えないようなこともあるんですが、もう一つ、9者目のところも大分低く出ているんですけれども、ここはどういった感覚だったんでしょうかね。何かもし聴取されていたらお願いいたします。

○上水道課 こちら直接ヒアリングはしておりませんが、R社、こちらについては過去に本市の入札実績があります。2022年、今回の漏水調査その1という件名での発注件名でR社が落札をしていた経過がありますが、そのときの落札率37%ということになりますので、恐らく同様の理由から、実績づくりのために下げたと思います。

○委員 分かりました。

○職務代理 すみません、ちなみに、これで漏水場所が見つかったということになると、おおむねこの辺というので今度水道管の工事のほうに入るということですね。結構何か所か見つかったというお話だったんですけれども、その結果、何か所ぐらいの漏水工事を実施されたというところでしょうかね。

○上水道課 答えいたします。

今回、年度当初、この数字ですと、有収率でいいますと80.95%という形、ちょっと令和2年、3年の福島県沖地震以降ちょっと塩竈市低い数字ではあったんですけれども、本年82%だったのが、今回上半期の部分で有収率4%ぐらい回復して85.98%まで回復に至っているような状況なので、結果としては大分実績が上がったという形で考えております。

○職務代理 あの、いや、工事、何か所ぐらい。

○上水道課 工事は、今回見つけた部分全て、今回成果で上がってきた部分については、もうすぐさま修理する形にさせていただいていますので、全て終了、完了となっております。

○職務代理 あの、高額のために、結構工事規模って大きいんですか、それとも、大体この辺、元のところだと。

○上水道課 工事規模については、ほとんど塩竈の漏水の場合は給水、各家の取り出し管、給水管の部分のほとんどでして、そんな、本管自体の漏水というのは本当に年間でいうと二、三件あるくらいでというような状況でございます。

○職務代理 あと何かご質問、委員の方ございませんか。どうぞ。

○委員 こちらは業務がもう既に終わられていて、その十数か所の漏水箇所が発見されたということでしたけれども、それは、発注者さんとしては大体想定していたぐらいの漏水箇所が見

つかった。なので、この業務はすごい安い金額だったけれども、その業務の品質としては十分発注者の期待に応えてもらったという理解でよろしいんですか。

○上水道課 一応、夜間最小水量で監視しているんですけども、おおむね目標としては15トンの漏水がちょっと見込まれておりまして、実際、成果としては、先ほどの14件の、それを上回る21トンぐらいの漏水が確認できたという状況がございました。

○委員 期待していた品質は確保できたということですか。

○上水道課 期待以上のものを納めていただいたという認識です。

○委員 以上の成果だったということで。ありがとうございます。

○職務代理 あと何か委員の先生方から質問ございますか。よろしいでしょうかね。

それでは、これで結構です。ありがとうございました。

それでは、これで「令和6年度 漏水調査業務委託その1」の質疑を終わります。

担当課職員の退席をお願いいたします。

あと、よろしいでしょうか。何かご意見、よろしいですかね。

○事務局 先ほどの「令6-依・単 塩竈市体育館大規模改修工事（電気設備）」に対する答弁漏れについて、担当課より説明させていただきます。

○まちづくり・建築課 先ほどの体育館の件でございますが、委員のほうから質問状がなかったのかというようなご質問でございました。

今回、入札3回ほどやりましたけれども、1回目、2回目につきましては特段質問ございませんでした。

3回目につきましては1者、7億円で応札したD社のほうから6項目ございました。

そのうち5項目につきましては施工条件の質問で、中身的には、まず停電に関するものです。

まず、その体育館の休館のときに停電しなきゃいけないのかとか、あと停電作業についてはいつやるのかということで、回答は、休館日火曜日だったと思うんですけども、平日の日に作業してくださいとか。あと停電中の電源設備についてどのように確保できるんですかというような形の施工条件についてのご質問が5項目ございました。

あともう一つ、1項目につきましては、太陽光の受電設備についての撤去及び再設置がございまして、その範囲についての質問でした。中身的には、太陽光パネルのみ脱着でよろしいのですかというような質問でした。

委員からご質問ありました電気設備の単価等についてのご質問は特にございませんでした。

以上でございます。

○委員 材料の仕様とかを確認したりとか、そういう質問はなかったということですね。

○まちづくり・建築課 そうです。そういうことです。

○委員 分かりました。ありがとうございました。

○まちづくり・建築課 以上でございます。

○事務局 それでは、事務局より次回委員会の日程をお知らせいたします。

次回は令和7年7月の開催を予定しております。お忙しい中、恐縮ではございますが、ぜひ
またご隣席賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上となります。

○職務代理 以上をもちまして本日の議事を終了いたします。